

# 職員自らの非常用食料の備蓄（職員備蓄）の推進について

平成19年1月  
防災局防災危機管理課

本県では、職場において職員自らが非常用食料を備蓄する方針を決定し、職員の積極的な取り組みを推進することで、本県の防災力向上を図ることとしました。

## 【現状と問題点】

- ・災害時には職員が必要とする食料については**自ら持参することが原則**
- ・**勤務時間内に発災した場合**には、職員自らが持参することは不可能
- ・県民に備蓄を推進しているが、**職員の取り組みは不十分な現状と推測**



## 【非常用食料の備蓄の推進方針】

- ・それぞれの職員が準備することを基本に、**職場における職員自らの備蓄（職員備蓄）を推進**  
**全職員が対象（全職員が災害対応に当たる「非常体制（2）」（震度6強以上）を想定）**

## 【職員備蓄の内容】

- ・初動3日間を対象にローテーション対応を考慮し、**一人の職員の備蓄目標は2日分**
- ・**非常用食料と飲料水**とし、備蓄スペースに配慮して**飲料水は飲用に限定（1リットル/日）**  
**（購入費用の目安（私費対応））**

職員備蓄の内容	購入費用の目安
非常用食料 3食/日×2日=6食	@450 = 2,700円
飲料水 1リットル/日×2日=2リットル	@280 = 560円
	計 3,260円

## 【実効的な施策とするための具体的な取り組み】

- ・防災局から**全庁的な取り組みを呼びかけるとともに購入斡旋を実施**  
毎年、防災にちなんだ日（鳥取県西部地震等）に併せて呼びかけ・斡旋予定

## 各所属長、職員へのお願い

- ・職員備蓄については勤務時間内に被災した際の帰宅困難者対策としても有効  
**各所属長にあっては職員への積極的な呼びかけ**を実施していただきたい
- ・各職員にあっては、職員備蓄に加え**各家庭における備蓄の推進**にも努めていただきたい

## 【参考】公的備蓄の整備方針

### (1) これまでの取り組み

- ・H17から最低限の備蓄として県災害対策本部・地方支部要員を対象に計画的に整備
- ・災害状況に応じて弾力的に各部局等に配分することとしているが、絶対量は不足が推測

### (2) 整備方針の見直し

- ・職員備蓄の導入に併せ、これまでの**整備方針を見直し**、災害状況によって3日間対応せざるを得ない職員や他機関からの応援職員等への補完を目的に実施
- ・公的備蓄は、職員備蓄で不足する全職員の1/3の1日分を整備（下表参照）

### （ローテーションを考慮した職員活動パターン（想定））

パターン	1日目	2日目	3日目	備考
Aグループ	対応	対応	対応	各グループは全職員の 各1/3ずつ
Bグループ	対応	対応	休息	
Cグループ	対応	休息	対応	

:職員備蓄  
:公的備蓄

- ・事前に初動対応が3日間必要な職員をあらかじめ指名しておくことは公平性を欠くことから困難である。
- ・公的備蓄の1日の食数は、賞味期限内の有効活用にも配慮し2食とする。（夕食は自宅等を想定）
- ・飲料水についても、一般的に必要なとされる3リットルを基本に食数に準じて2リットル（3リットルの2/3）とする。

### 〔公的備蓄の整備目標数量〕

非常用食料 = 全職員数 約4,400人×1/3×2食 3,000食

飲料水 = 全職員数 約4,400人×1/3×2リットル 3,000リットル

職員数は、知事部局、企業局、病院局、各種委員会（教育委員会等）で県警と学校職員は含まない。

- ・それぞれの勤務場所（建物）毎に整備する必要があるため、防災局で一括整備をして配分予定